

平成27年度一般会計補正予算（11月専決）について

1 補正の概要及び専決理由

平成27年10月22日に福岡地方裁判所から訴状が送付され、本市に対して情報開示請求に関する訴えの提起がなされたことが判明した。

本市としては、関係条例の規定に基づき適正に実施したものであり、訴状の請求を認めることは困難であることから、応訴するとの判断に至った。

裁判所への答弁書提出期限は平成27年11月19日であるが、答弁書の作成に関する協議等もあり、訴訟代理人（顧問弁護士）と速やかに本件に関する契約を締結する必要があった。

しかしながら、予算は計上されておらず、なおかつ、定例市議会が閉会しており、会議に付す時間的余裕がないことから、専決処分を行ったもの。

2 専決処分を行った日 平成27年11月4日

3 補正額等の内容

(1) 歳出予算

2款1項1目 事業名：一般管理経費

節名	補正額	内容
委託料	189千円	顧問弁護士訴訟委託料（着手金など）

(2) 歳入予算

9款1項1目 地方交付税

細節名	補正額	内容
特別交付税	189千円	財源調整によるもの

(3) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は、訴訟という性質上明確な契約期限が設けられないため、訴訟が完結するまでとしたが、完結が翌年度以降となる可能性も含まれるため、債務負担行為を設定したもの。